

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-76 昼間走行灯</p> <p>7-76-1 装備要件</p> <p>自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。（保安基準第34条の3第1項）</p> <p>なお、二輪自動車以外の自動車に昼間走行灯を備える場合にあつては、7-66-3（1）⑭又は7-67-3（1）⑰（従前規定を適用する場合は7-66-13-3（1）⑭又は7-67-8-3（1）⑰）の規定に適合するものであること。</p> <p>7-76-2 性能要件</p> <p>7-76-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第34条の3第2項関係、細目告示第46条の2第1項関係、第124条の2第1項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 昼間走行灯の照明部の大きさは、25cm²以上200cm²以下であること。 ② 昼間走行灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ③ 昼間走行灯の灯光の色は、白色であること。 ④ 昼間走行灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。 ⑤ 昼間走行灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。 <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第124条の2第2項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯 <p>7-76-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、明るさに関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、光度が1,440cd以下であること。（保安基準第34条の3第2項関係、細目告示第46条の2第1項関係、第124条の2第1項関係、第42条第7項関係、第9項関係、第120条第7項関係、第11項関係）</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第124条の2第2項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯 	<p>8-76 昼間走行灯</p> <p>8-76-1 装備要件</p> <p>自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。（保安基準第34条の3第1項）</p> <p>8-76-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第34条の3第2項関係、細目告示第202条の2第1項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 昼間走行灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ② 昼間走行灯の灯光の色は、白色であること。 ③ 昼間走行灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。 ④ 昼間走行灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。 <p>(2) 昼間走行灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第202条の2第2項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>間走行灯</p> <p>7-76-3 取付要件</p> <p>7-76-3-1 視認等による審査</p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 34 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 124 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① 昼間走行灯の数は、2 個（二輪自動車に備えるものにあつては、1 個又は 2 個）であること。</p> <p>② 二輪自動車以外の自動車に備える昼間走行灯は、その照明部の最内縁において 600mm（幅が 1,300mm 未満の自動車にあつては、400mm）以上の間隔を有するものであること。</p> <p>③ 二輪自動車に昼間走行灯を 1 個備える場合にあつては、その照明部の中心が車両中心面上となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び車幅灯の横に並ぶもの並びに走行用前照灯又は車幅灯と兼用のものにあつては、昼間走行灯の照明部の最内縁が車両中心面から 250mm 以内となるように取付けられていなければならない。</p> <p>④ 二輪自動車に昼間走行灯を 2 個備える場合にあつては、その照明部の中心が車両の中心面に対して対称となるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、昼間走行灯（走行用前照灯又はすれ違い用前照灯と構造上一体となっているもの及び兼用のものを除く。）は、その照明部の最内縁において間隔が 420mm 以内又は車両中心面に直交する鉛直面に車両の前部を投影したときに、照明部がその投影面の内側となるよう取付けられていること。</p> <p>⑤ 昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上 250mm 以上、上縁の高さが地上 1,500mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 前面が左右対称である自動車（二輪自動車を除く。）に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</p> <p>⑦ 昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向 20°（二輪自動車に備えるものにあつては、内側方向 10°）の平面及び昼間走行灯の外側方向 20° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-76-2-1 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p>	<p>8-76-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 34 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 202 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① 昼間走行灯の数は、2 個（二輪自動車に備えるものにあつては、1 個又は 2 個）であること。</p> <p>② 昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p>③ 前面が左右対称である自動車（二輪自動車を除く。）に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑧ 原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているとき(二輪自動車にあっては、原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前照灯が点灯しているとき)は、昼間走行灯は自動的に消灯するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑨ 昼間走行灯は点滅するものでないこと。</p> <p>⑩ 昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑪ 自動車の前面に備える方向指示器と昼間走行灯との距離が40mm以下である場合にあっては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は、消灯又は光度が低下する構造であってもよい。</p> <p>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の昼間走行灯は、⑨の基準にかかわらず、方向指示器を作動させている場合においては方向の指示をしている側のもの、非常点滅表示灯を作動させている場合においては両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑬ 昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-76-2に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第124条の2第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>7-76-3-2 書面等による審査</p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第46条の2第2項関係、細目告示第124条の2第3項関係)</p> <p>① 昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、原動機が作動している場合に常に走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び昼間走行灯のいずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的にすれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。</p> <p>ただし、光度が700cd以下の昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、手動ですれ違い用前照灯に切り替える構造であってもよい。</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷</p>	<p>④ 昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑤ 昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-76-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 昼間走行灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第202条の2第4項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第124条の2第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p>	